

平成31年
10月から

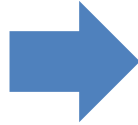
小規模な飲食店にも



消火器具の設置が義務となります！

【現行の消防法施行令】

飲食店は延べ面積150㎡
から消火器具の設置が必要



【改正後】

原則として
飲食店は延べ面積に関わらず
消火器具の設置が必要

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の対象となりません

- ◆火を使用する設備又は器具を設けていない場合（IHコンロのみの場合など）
- ◆火を使用する設備又は器具に**油過熱防止装置**を設けた場合
- ◆火を使用する設備又は器具に**自動消火装置**を設けた場合
- ◆火を使用する設備又は器具に危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けた場合（カセットコンロに設けられ、加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置（いわゆる「**圧力感知安全装置**」が設置された場合など）



設置が義務付けられた消火器具は、点検し、その結果を1年以内ごとに所定の様式で管轄の消防署に報告してください

消火器の点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」が便利です

「App Store」や「Google Play」で『**消火器点検アプリ**』と検索



豊中市消防局予防課
設備開発指導係
TEL06-6846-8461